## 記載例

# 【自動車保管場所届出書(新規・変更)】

# 車名欄 通常は車のメーカー名を記入 (例) トヨタ、ホンダ、スパル 等 ※ 車種名ではありません。 変更前欄 変更届出の場合は、()に変 更前の保管場所の位置を記入してください。

## ※保管場所標章番号欄

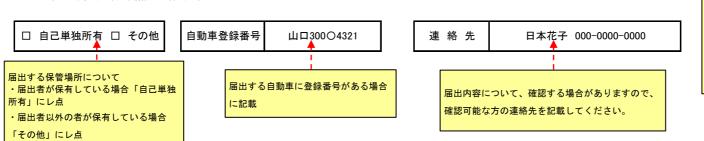
次のいずれにも該当する場合には、この欄に旧自動車の標章番号を記入すれば、「所在図」のみ省略することができます。

- 1 自動車買換時等の自動車の入れ替えである。
- 2 使用の本拠の位置と保管場 所の位置が、いずれも旧自動 車と同一である。
- 3 届出の時点で旧自動車を保 有しているまたは届出日の前 15日以内に保有していた。

※上記にあたらない場合や所在 図を添付する場合は番号を記載 する必要はありません。

#### 新規・変更欄 自動車の区分欄 型式・車体番号欄 ・軽自動車の新車購入、未届の中古車の購入等の場合は、 軽自動車の場合は「軽」に〇印 新車の場合は販売会社等に確認し、中古車の 「新規」に〇印 軽自動車以外の登録自動車は 場合は自動車検査証等を確認して正確に記載し 保管場所の変更、既届の中古軽自動車の購入等は、 「登録」に〇印 てください。 「変更」に〇印 警察署提出用 別記様式第2号(第3条関係) | 自動車保管場所届出書(新規・変更) ◀ - - → 自動車の区分 **各録** • 軽 車 名 式 車 台 自動車の大きさ 長さ センチメートル · **- - - ->** スズキ ABC-123 ABC-123456 ヤンチメートル 高さ 162 センチメートル 自動車の使用の本拠の位置 山口市滝町2丁目3番77-305号 ◆ 山口市滝町2丁目3番77号 ◀ -----自動車の保管場所の位置 (変更前 山口市滝町1番1号 ※ 保管場所標章番号 **%123123123** 上記の事項について届出をLます。 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 ○○ 警察署長 殿 **〒**( **754** − **0000** ) 住所 山口市滝町2丁目3番77-305号 届出者 ( 000 ) 000 局 0000 番 フリガナ ニホン タロウ 日本 太郎 氏.名

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定によ<mark>る</mark> 届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更(の文字を〇で囲むこと。
  - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を〇で囲むこと。
  - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
  - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
  - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車に届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
  - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。
  - 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



### 使用の本拠の位置欄

- ・個人の場合、実際に居住している住 所を記載(通常は住民票と同一)
- ・ 法人の場合は、実際に営業を行う 事業所の所在地を記載してください。
- ※ 「使用の本拠の位置」と「届出者の住所」が異なる場合は確認させていただく場合があります。
- ※ 住民票等に部屋番号がある場合は 記載してください。
- ※「〇丁目」の場合は、一(ハイフン)等で 省略せず、「丁目」を記載します。

## 保管場所の位置欄

駐車場の所在地の住居表示を記載してください。自宅敷地内で「使用の本拠の位置」と同一の場合でも「"」「同上」とせず記載してください。

部屋番号は記載しないでください。

### 届出者住所・氏名欄

個人の場合、「住民票」または「印 鑑登録証明」の住所氏名を記載してく ださい。

法人の場合は、「登記簿」または 「印鑑登録証明」の所在地・法人名を 記載し、法人代表者名を併記します。

# 【自動車保管場所標章交付申請書】

「自動車保管場所証明申請手続きまたは自動車保管場所届出手続を行う際に、同時に提出していただく書類です。よって、「自動車保管場所証明申請書」または「自動車保管場所届出書」と同じ内容を正確に記載してください。

